

<平成30年1月>

日本農業法人協会  
食品あんしん制度  
生産物賠償責任保険(PL保険)・品質費用保険

事務のしおり

公益社団法人 日本農業法人協会

取扱代理店 株式会社農林水産広報センター

引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社



## I 制度の概要

(公社)日本農業法人協会の会員である農業法人が、製造・加工、集荷販売した商品により、消費者に食中毒等の身体障害等が発生したり、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害や、身体障害が発生したり、そのおそれが生じた場合に負担する各種の費用損害に対し、保険金をお支払いする制度です。

## II 制度のしくみ

### 1. 保険契約者、被保険者

○保険契約者:(公社)日本農業法人協会

○被保険者:(公社)日本農業法人協会の会員である農業法人

(公社)日本農業法人協会が保険契約者となり、本制度への加入を希望する会員の農業法人をとりまとめ、共栄火災海上保険株式会社と保険契約を締結します。

### 2. 保険期間

平成30年4月1日午後4時から平成31年4月1日午後4時までの1年間

### 3. 補償内容

#### (1)生産物賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款+生産物特別約款)

##### ① 消費者等に対する賠償責任

製造・加工、集荷販売した商品が他人に引き渡された後に発生した、身体障害もしくは財物損壊に起因する賠償責任

- |             |  |
|-------------|--|
| ○被害者への損害賠償金 | 被害者(消費者)への治療費、休業損害、慰謝料など   |
| ○争訟費用       | 訴訟、仲裁、和解、調停に要する費用など  |
| ○見舞費用       | 身体障害に起因する賠償責任が発生し、保険金を支払う場合の被害者への見舞金(上記損害賠償金等とは別に、身体障害の程度に応じ被害者1名につき30万円を限度とし、見舞費用の額をお支払いします。) |

…など

##### ② 販売店に対する賠償責任

(身体障害が発生し被害者への賠償金について保険金支払がある場合に限りです。)

消費者に身体障害を発生させたことにより、その原因と特定された商品を販売した販売店の営業が休止・阻害されたことにより、その販売店が被った収益減少等の経済的損失を賠償するときの賠償金

※生産物賠償責任保険には、「損害賠償請求ベース特約」が付帯されており、本制度加入日以降に発生した事故について保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に保険金支払の対象となります。

#### (2)-1. 品質費用保険(加工品用)

##### ① 事故の影響による喪失利益

事故の発生によって被保険者の営業が休止・阻害された場合に、事故が発生しなかったならば計上することができた被保険者の営業利益

##### ② 商品の回収費用

事故の発生または拡大の防止のため、同一の商品の回収等の実施に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用

### ③ 商品の信頼度を回復させるための広告宣伝費用

事故の発生した商品について、安全対策を実施したなどの安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用

## (2)-2. 品質費用保険(未加工農産物用)

### ① 商品の回収費用

事故の発生または拡大の防止のため、同一の商品の回収等の実施に要したマスコミへの社告費用、通信費用、輸送費用、臨時倉庫等の賃借費用、通常以上に要した人件費、職員の出張費・宿泊費、廃棄費用などの費用

### ② 商品の信頼度を回復させるための広告宣伝費用

事故の発生した商品について、安全対策を実施したなどの安全性に関する信頼を回復させ、マーケットシェアを回復させるための広告宣伝活動に要する費用

※詳細の支払条件については、当しおりの「食品あんしん制度の概要」をご参照ください。

## 4. 保険金をお支払いできない主な場合

### (1)生産物賠償責任保険

- ・ 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(保険契約者または被保険者が法人の場合には、その理事・取締役等)の故意によって生じた賠償責任
- ・ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・ 被保険者の使用人が、被保険者の業務従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・ 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・加工、集荷販売した生産物に起因する賠償責任
- ・ 日本国外で発生した事故および損害

・・・など

### (2)-1. 品質費用保険(加工品用)

- ・ 保険契約者または被保険者(保険契約者、被保険者が法人の場合には、その理事・取締役等)の故意もしくは重大な過失による損害
- ・ 保険契約者または被保険者(保険契約者、被保険者が法人の場合には、その理事・取締役等)の故意もしくは重大な過失による法令違反によって生じた損害
- ・ 食品の開発段階での欠陥やかしによって生じた損害
- ・ 食品の自然の消耗、かび、むれ、腐敗、変質または変色その他類似の事由による損害
- ・ ただし、製造、流通過程での偶然な事故による異物の混入の結果として生じた場合は保険金をお支払いします。
- ・ 保存期間、賞味期限等の限定がある場合の、その期間を経過した後の品質劣化
- ・ 日本国外で発生した事故および損害

・・・など

### (2)-2. 品質費用保険(未加工農産物用)

- ・ 保険契約者または被保険者(保険契約者、被保険者が法人の場合には、その理事・取締役等)の故意もしくは重大な過失による損害
- ・ 保険契約者または被保険者(保険契約者、被保険者が法人の場合には、その理事・取締役等)の故意もしくは重大な過失による法令違反によって生じた損害
- ・ 本制度加入日より前に出荷した農産物の損害
- ・ 無登録農薬(失効農薬を除きます。)が検出されたことによる損害
- ・ 農薬取締法の規定によって販売・使用等を禁止された農薬が検出されたことによる損害
- ・ 日本国外で発生した事故および損害

・・・など

## 5. 加入申込み

加入を希望される会員は、「食品あんしん制度申告書(兼)見積依頼書(様式1)」(P6)の所定欄に記入押印のうえ、(公社)日本農業法人協会宛にファクシミリにて送付してください。(正)申告書は、後送願います。

取扱代理店から提示を受けた「保険料見積書」を(公社)日本農業法人協会より、折り返しファクシミリにて送付いたします。

ご検討の結果、ご加入いただける場合には、お手数ですが(公社)日本農業法人協会所定の専用口座に保険料をご送金ください。

■4月1日補償開始の場合の加入締切日 **3月9日(金)締切**

※ 生産物賠償責任保険につきましては1,000円、品質費用保険につきましては30,000円が1加入者あたりの最低保険料となりますのでご注意ください。

※ 様式1は当しおりからコピーしてご使用ください。

## 6. 保険料送金先

加入申込の場合の保険料は下記にご送金ください。

(毎月25日(公社)日本農業法人協会着金、翌月1日補償開始)

ゆうちょ銀行(払込用紙)を利用する場合	ゆうちょ銀行以外から振込をする場合
・送金先      ゆうちょ銀行 ・口座番号    00190-9-403768 ・加入者名    (公社)日本農業法人協会	・金融機関名    ゆうちょ銀行(金融機関コード 0099) ・店名          019店(店番 019) ・預金種目      当座 ・口座番号      0403768 ・受取人名      (公社)日本農業法人協会

※送金の際は、保険料より振込手数料を差引いて送金してください。

## 7. 保険料について

ご加入にあたっては、前年度の売上実績(1年分)を確認できる資料(決算書・事業報告書等)をご提出ください。資料の売上高をもとに保険料をお見積りいたします。

なお、次の事項にご留意ください。

### (1)生産物賠償責任保険(「確定保険料特約」について)

・生産物賠償責任保険に「確定保険料特約」が付帯されていますので、確定精算(保険期間終了後に、保険期間中の売上高に応じた確定保険料を算出し、ご加入時にお支払いいただいた保険料との差額を精算すること)が原則として不要となっております。

・ご加入時にお支払いいただいた保険料が確定保険料となりますので、保険期間中の売上実績がご加入時に申告いただいた前年度の売上実績を下回る場合でも保険料の返還は行いません。(なお、保険期間の途中で本制度より脱退される場合等には、脱退までの売上実績に基づき確定精算を行います。)

・ご加入時に申告いただいた前年度の売上実績が、故意または重大な過失によって実際の売上実績に対し不足して申告された場合には、その不足する割合に応じて保険金が削減されます。

※保険期間の途中で本制度に加入される(中途加入)の場合、新設の法人で1年以上の売上実績がない場合、前年度の売上実績に対して保険期間中の予想売上高に著しい変動(後者の前者に対する割合が50%未満または200%超となること)が予想される場合等には、「確定保険料特約」を付帯いただけません。この場合、ご加入時に保険期間中の予想売上高に応じた保険料をお支払いいただき、保険期間終了後に確定精算を行います。

(2)-1. 生産物賠償責任保険

・最低保険料は、1,000円となります。

(2)-2. 品質費用保険(加工品用)

・最低保険料は、30,000円となります。

(2)-3. 品質費用保険(未加工農産物用)

・最低保険料は、30,000円となります。

## 8. 中途加入

中途加入は毎月1日付で加入できます。(毎月25日(公社)日本農業法人協会着金、翌月1日補償開始)

中途加入の保険料は月割計算となります。

※ただし、生産物賠償責任保険につきましては、中途加入の際に「加入時から保険期間終了時までの間の予想売上高に応じた保険料」をお支払いいただき、保険期間終了後に「加入時から保険期間終了時までの間の実際の売上高(売上実績)に応じた保険料」との差額の精算(確定精算)を行います。

## 9. 加入者証の発行

ご加入後、加入者証を発行いたします。加入者証には、保険責任開始日である本制度加入日が記載されていますので、ご確認ください。

## 10. 保険金の請求について

### (1) 事故報告

食品に関する事故が発生した場合もしくは発生の恐れがある場合は、すみやかに「食品事故発生通知書(様式2)」(P7)を作成し、ファクシミリにて(公社)日本農業法人協会にご連絡ください。

### (2) 保険金請求に必要な書類

事故内容によって必要となる書類が異なるため、都度、ご案内させていただきます。

消費者等への賠償金の支払、回収費用等の領収書は、保険金支払時の確認資料として必要ですので、保存いただきますようお願いいたします。

### Ⅲ ご加入パターンと掛金(保険料)

次の①・②・③からご加入される保険種類をお選びください。

補償内容			支払限度額	
①	生産物賠償責任保険	消費者等に対する賠償責任	免責金額 (自己負担額) 0円	1億円(身体・財物共通)
		消費者等に対する見舞費用		被害者1名につき30万円限度
		販売店の経済的損害に対する損害賠償金		500万円
②	(加工品用) 品質費用保険	「農業法人」の喪失利益	縮小てん補割合90% 免責金額 (自己負担額) 60万円	合算で3,000万円  (ただし、広告宣伝費用は750万円限度)
		回収費用		
		広告宣伝費用		
③	(未加工農産物用) 品質費用保険	回収費用	縮小てん補割合90% 免責金額 (自己負担額) 0円	合算で3,000万円  (ただし、広告宣伝費用は750万円限度)
		広告宣伝費用		

※③品質費用保険(未加工農産物用)では、穀類を補償する加入方法と補償対象外とする加入方法のいずれかを選択できます。

※穀類とは… 米、小麦、大麦、ライ麦、トウモロコシ(未成熟トウモロコシを除く)、ソバ等をいいます。

なお、未成熟トウモロコシ(含むスイートコーン)は穀類以外に分類しています。

#### ● 保険料例

加工品	りんごジュース(ビン)	年間売上高1,000万円
	もち	年間売上高 800万円
未加工農産物	(穀類) 米	年間売上高4,000万円
	(穀類以外) りんご	年間売上高4,200万円

の農業法人がすべて<①+②+③(穀類補償)>加入した場合・・・

保険種類	年間保険料
① 生産物賠償責任保険	23,850円 (22,010円※認証割引5%適用)
② 品質費用保険(加工品用)	30,000円 ※最低保険料30,000円適用(※認証割引5%適用)
③-(1) 品質費用保険(未加工農産物用) 穀類補償	60,270円 (57,240円※認証割引5%適用)
<b>合計</b>	<b>114,120円 (109,250円※認証割引5%適用)</b>

<参考>

③-(2) 品質費用保険(未加工農産物用) 穀類補償対象外	30,870円 (30,000円※認証割引5%適用)
-------------------------------	----------------------------

#### ● 認証割引 5%について

第三者機関により認証されている JGAP、GLOBALGAP、HACCP、ISO (ISO9000s・ISO22000 のみ)、SQF2000 のいずれかを導入している場合には、生産物賠償責任保険と品質費用保険の保険料が通常の加入に比べ更に5%割引になります。割引適用には、第三者機関の認証を確認できる書類をご提出ください。

#### ● 求償権放棄特約について

「求償権放棄特約」を付帯する場合、生産物賠償責任保険、品質費用保険それぞれに対し、10%の割増保険料をいただきます。

## 食品あんしん制度申告書(兼)見積依頼書

下記事項について正確に申告ください。この申告書は、保険会社との契約時に保険契約申込書に添付しますので、下記★の事項は告知事項に該当します。申告に誤りがあった場合、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

1. 貴社の直近会計年度の、保険に加入を希望するすべての食品種類別年間売上高をご記入ください。

※欄が足りない場合は、本ページをコピーしてご記入ください。

年 月 期 決算

※下記売上高がわかる資料もこの申告書に添えて提出ください。

加工食品（漬物、ジュース、ジャム等）		未加工食品（未包装の野菜や果物等）			
		<穀類>		<穀類以外（野菜・果物等）>	
食品名	★年間売上高	食品名	★年間売上高	食品名	★年間売上高
(例) りんごジュース(ビン)	8,000 千円	(例) 米	60,000 千円	(例) りんご	18,000 千円
(例) りんごジュース(紙パック)	4,000 千円	(例) そば	15,000 千円	(例) ほうれん草	20,000 千円
	千円		千円		千円
	千円		千円		千円
	千円		千円		千円
	千円		千円		千円
	千円		千円		千円

※ 穀類とは…… 米、小麦、大麦、ライ麦、トウモロコシ(未成熟トウモロコシを除く)、ソバ等をいいます。  
 なお、未成熟トウモロコシ(含むスイートコーン)は穀類以外に分類しています。

2. 下記①、②について「はい」か「いいえ」をお答えください。なお、2項目ともに「いいえ」の場合、この制度によるお引き受けができません。

- ① 原材料の受入検査を行っていますか。 はい / いいえ
- ② 商品の出荷検査を行っていますか。 はい / いいえ
- ※ 検査には、一定の基準に基づいた目視検査を含みます。

3. 下記①～③について「はい」か「いいえ」をお答えください。なお、①～③のどれかひとつでも「いいえ」がある場合、この制度によるお引き受けができません。

- ① 商品の出荷記録を1年以上保存していますか。 はい / いいえ  
 ※ 出荷記録には、商品の製造日もしくは賞味期限、販売先、販売数量が明記されていることを要件とします。
- ② 貴社の商品には牛関連製品もしくは牛に由来する原材料の使用がない、もしくは使用する製品がある場合はBSE(狂牛病)対策として、脳、眼、脊髄、回腸遠位部(特定危険部位)が使用されていないことの確認を取っていますか。 はい / いいえ
- ③ 過去5年間の貴社のミスの原因とする商品の回収は、1回もありませんか。 はい / いいえ  
 (単なる商品の誤発送による回収等は除く)

他の保険契約等がありますか？

★他の保険契約等の有無	生産物賠償責任保険金額	品質費用保険金額	引受保険会社名
有 無 (有の場合は右記に記載してください)	(万円)	(万円)	

### 保険料見積算出について

- 基本契約で希望します。  
 ※ 生産物賠償責任保険+品質費用保険(加工品・未加工品)
- 品質費用保険(加工品・未加工品)のみで希望します。  
 (既加入の生産物賠償責任保険証券写しを添付してください。)
- 生産物賠償責任保険(PL保険)のみで希望します。
- 第三者機関により認証されたJGAP、GLOBALGAP、HACCP、ISO(ISO9000s・ISO22000のみ)、SQF2000のいずれかを導入しています。  
 ※ 認証を取得している事を証明できる書類の写しを添付してください。
- 求償権放棄特約の付帯を希望します。

上記に相違ありません。 年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

法人名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印



(公社)日本農業法人協会 御中

貴社名

担当者

連絡先

## 食 品 事 故 発 生 通 知 書

事 故 日 (事故発生の恐れ)	年 月 日	午前 午後	時	分頃
事 故 場 所	都 道 府 県	市 郡 区		町
事 故 状 況 (事故原因)				
事故の原因となる 該当の製品	製品名 販売日(出荷日)			
被害者名				
被害者連絡先				

※お願い：事故が発生もしくは、発生の恐れがある場合、すみやかにこの通知書でご通知ください。

受付者欄

(公社)日本農業法人協会

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1F

TEL 03-6268-9500 FAX 03-3237-6811

■この事務のしおりは、「生産物賠償責任保険※1」および「品質費用保険※2」の概要をご案内したものです。

ご加入の際は、「重要事項説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点については、下記のお問い合わせ先に、ご照会ください。

※1 この保険契約には、生産物賠償責任保険(賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および生産物特別約款に自動付帯の特約)に、損害賠償請求ベース特約(生産物特別約款用)、共通支払限度額特約(生産物特別約款用)、費用内枠払特約、経済的損害補償特約、見舞費用補償特約および不良完成品等損害補償特約を付帯しております。

また、前年度の売上実績(1年分)が確認できる等、一定条件を満たす場合には、確定精算を不要とする「確定保険料特約」が付帯されます。

※2 保険の目的が加工品の場合は、品質費用保険普通保険約款に品質費用保険追加特約条項(食品用)、用語の読み替えに関する特約条項を付帯しております。

保険の目的が未加工農産物の場合は、品質費用保険普通保険約款に食品あんしん未加工農産物特約条項、用語の読み替えに関する特約条項を付帯しております。

#### ■告知義務

ご加入者には、保険契約の加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

#### ■他の保険契約がある場合

この保険契約と重複する他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

#### ■保険料領収前の事故

保険料を領収する前に発生した事故については、保険金をお支払いできません。

#### ■事故が発生した場合

事故が発生した場合、すみやかに下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

#### ■先取特権について(生産物賠償責任保険のみ)

賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。

#### <お問い合わせ先>

取扱代理店 株式会社 農林水産広報センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル

TEL 03-6380-8955 FAX 03-3239-7344

引受保険会社 共栄火災海上保険株式会社

農林水産部 営業第一課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-2337 FAX 03-3595-3981